

第4 母子保健の関連施策

1 母子保健体制強化事業

平成9年4月に施行された改正母子保健法第8条の規定により、県は、市町村が行う母子保健事業の実施に関し、市町村相互の連絡調整や市町村の求めに応じた保健所による技術的援助を行うことが定められた。県では、法施行に先駆け、平成7年度から市町村職員の資質向上と関係機関の連携強化を図るため下記の事業を実施している。

(1) 母子保健基盤整備事業

ア 市町村母子保健主管課長会議：平成7年度事業開始

これからの母子保健のあり方について、基本的方針を伝達するとともに、市町村が効率的に乳幼児健康診査などの基本的な母子保健事業を実施するために、県単位での検討及び調整を行う。

イ 保健所別連携調整会議：平成7年度事業開始

①保健所が広域的母子保健システムを確立するため、収集された母子保健情報等を基に市町村等関係機関との協議を行い、これを踏まえて専門的母子保健事業を実施する。

②市町村に移譲された母子保健事業の実施状況や問題点の把握などを行い、市町村における母子保健事業の促進を図る。

ウ 母子保健運営協議会：昭和63年度設置

県内母子保健関係機関(保健・医療・福祉・教育)相互の連絡調整を図り、母子保健推進のための一貫した協力体制を確立することを目的として、必要な協議を行い県内母子保健施策の向上に資するため設置した。また、より専門的な内容について協議するため下記専門部会を設けた。

年度	専門部会名称	目的
H18～H20	不妊治療対策検討専門部会	不妊治療について必要な協議を行い、県が行う諸施策の充実を図る。
H19～H21	新生児聴覚スクリーニング検査普及事業検討専門部会	新生児聴覚スクリーニング検査の普及について必要な協議を行い、県が行う諸施策の円滑な実施を図る。
H19～H21 H24 H26～27	乳児マス・スクリーニング検査事業検討専門部会	乳児マス・スクリーニング検査の実施について必要な協議を行い、県が行う諸施策の円滑な実施を図る。

エ 埼玉県HTLV-1母子保健感染対策協議会：平成23年度設置

妊婦HTLV-1抗体検査実施体制の確立と適切な保健指導のできる体制を確立し、もって母子保健の向上に資することを目的に設置した。

オ 先天性代謝異常等検査事業運営協議会：平成28年度設置

新生児に対して行う先天性代謝異常等検査の円滑な実施体制を確立するため設置した。

カ 母子保健関係職員研修

市町村及び保健所の母子保健関係職員を対象として、地域における新たな健康課題や、「健やか親子21」の重点課題に対応した母子保健事業を実施するために、必要な知識及び技術の習得を目的として研修を実施。

実施年月日	内容	講師	参加者数
H29. 4. 27	母子保健が主体的に取り組む 子供虐待予防の効果 キャンプ理論と実践例から学ぶ	社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 前研修部長 大場 エミ氏	118人
H29. 12. 6	妊娠期から支援する意義の共有 及び支援者同士の顔の見える 関係の構築	埼玉県済生会川口総合病院 心理相談室 臨床心理士 田熊 喜代巳氏	113人
H29. 10. 3	発達に課題のある子供の早期 発見・早期支援セミナー (基礎編)	東京大学大学院教育学研究科 研究員・臨床心理士 稲田 尚子氏	126人
H29. 11. 28	発達に課題のある子供の早期 発見・早期支援セミナー (応用編)	東京大学大学院教育学研究科 研究員・臨床心理士 稲田 尚子氏	50人
H30. 1. 18	産後の母親のメンタルヘルス 支援	きむらメンタルクリニック 院長 木村 武登氏	126人

(2) 親と子の心の健康づくり事業

ア 子どもの心の健康相談：平成12年度事業開始

何らかの精神的な問題があると思われる児童及びその関係者を対象に、全保健所で精神科医又は小児科医、臨床心理士等と保健所職員による相談を実施し、適切な機関の紹介や今後の方針の検討・決定等を行っている。なお、日常業務においても、全保健所で子供の心の健康に関する相談を受けている。

イ 子どもの心のネットワーク事業：平成12年度事業開始

子供の心の健康問題に携わる関係機関は、保健、医療、福祉、教育、司法、警察等、多岐に及んでいる。このため、各保健所において、関係機関との連絡会議等の場を整備し、関係者間による小児精神保健医療に関する共通の認識、情報の共有、ネットワーク化の推進に努めている。

表4-1 子どもの心の健康相談（専門相談）学齢別相談者数

	実数(人)	割合(%)
就学前	33	14.9
小学生	105	47.3
中学生	58	26.1
16歳以上	26	11.7
計	222	100.0

(健康長寿課調)

表4-2 子どもの心の健康相談事業実施状況

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
子どもの心の健康相談 (専門相談)	実施保健所数	13	13	13	13	13
	相談実人員	267	233	285	257	222
	相談延人員	463	360	382	474	325
小児精神保健医療推進 連絡会議(研修会)	保健所実施 延べ回数	41	34	30	28	27
子どもの心の健康に関 する相談(保健所職員 による相談)	相談実人員	650	660	660	573	603
	相談延人員	2,500	2,627	2,677	1,638	2,059

(健康長寿課調)

ウ 子どもの心の地域子育て支援事業：平成23年事業開始

小児精神医療を行う県内の病院に委託し、保健所職員、市町村保健師及び児童福祉担当等の専門職を対象とした研修や、行政・医療及び教育関係者を対象としたネットワーク会議を実施した。

獨協医科大学越谷病院（現、獨協医科大学埼玉医療センター）に委託して実施
研修会受講者数：延162人（2日間）（H29年度）

エ ふれあい親子支援事業 平成18年度事業開始

育児不安・困難感が強い母親、虐待問題を抱えた母親等を対象に、グループミーティングを通じて心理的ケアを行うことにより、虐待予防・再発防止を図る。

平成12年度に県3保健所で開始し、平成18年度から県全保健所で実施することとなった。

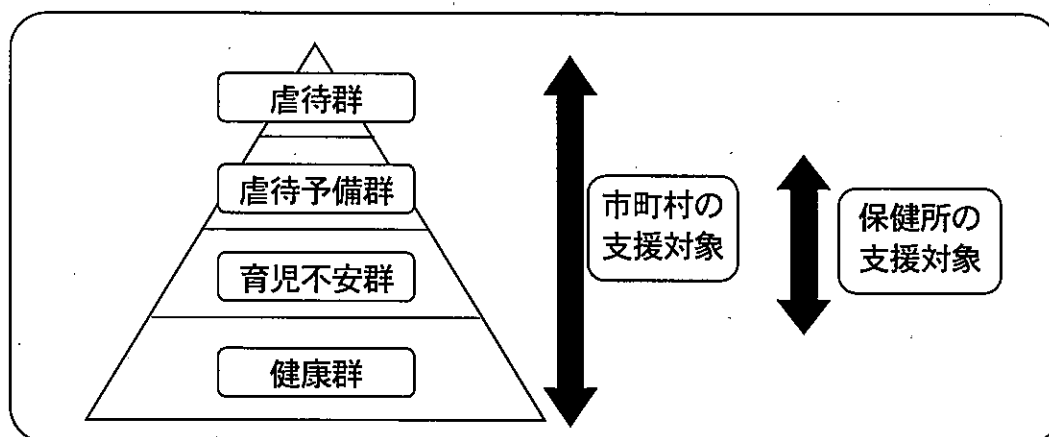
グループへの新規参加者が得られず事業実施が困難な保健所が生じたため、平成29年度に実施要綱の改正を行った。

虐待問題を抱えた母親等をグループにつなぐには、関係職員の支援能力向上が重要であることから、その点を強化する必要性を明記し、各保健所における関係職員の虐待予防のスキル向上と連携強化への取組についても盛り込んだ。

なお、グループミーティングは、虐待問題を抱えた母親等の支援に有効であることから、引き続き、実施するよう努めている。

県13保健所中6保健所で実施 参加者数 延べ253人 (H29年度)

対象:虐待予備群及び育児不安群



内容

少人数のグループミーティングを月1～2回程度実施

(臨床心理士、精神科医、保健師等のチームで運営)

- ・個別援助との一体化を図る
- ・身近な社会資源、市町村との連携

事業効果

同じ悩みを持つ母親たちが集まって、一人では抱えきれない気持ちを自由に語り合う中で、孤独感がなくなるとともに、自分を振り返ることができ、育児や親子関係の問題を主体的に解決する力が引き出されていく。

○グループ参加後の具体的変化

- ・子供にイライラしなくなり叩かなくなった
- ・自分一人ではないと思えるようになり孤独感が軽減した
- ・子供がかわいく思えるようになった
- ・育児に前向きになった 等

【参考】児童相談所における児童虐待相談受付状況（さいたま市含む。こども安全課調）

表4-3 児童虐待相談受付件数の推移 (件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	5,358	7,028	8,387	11,639	13,393

表4-4 主な虐待者 (件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H25年度	1,710	333	2,931	36	348	5,358
H26年度	2,711	436	3,375	50	456	7,028
H27年度	3,227	423	4,200	67	470	8,387
H28年度	4,670	615	5,639	64	651	11,639
H29年度	5,580	676	6,290	63	784	13,393
割合 (%)	41.7	5.0	47.0	0.5	5.9	100

表4-5 被虐待児の年齢・相談種別 (H29年度) (件)

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計	割合 (%)
0～3歳未満	315	492	5	2,036	2,848	21.3
3歳～就学前	423	625	13	1,873	2,934	21.9
小学生	939	876	38	2,527	4,380	32.7
中学生	627	324	41	937	1,929	14.4
高校生他	381	265	21	635	1,302	9.7
計	2,685	2,582	118	8,008	13,393	100.0
割合 (%)	20.0	19.3	0.9	59.8	100.0	

2 環境保健サーベイランス調査事業：平成2年度事業開始

県内の一地域において、3歳児及び6歳児に対し、毎年継続的に健康調査を行い、地域の大气汚染と健康状態との関連を観察する。国と県で役割を分担し、①環境モニタリング、②健康モニタリング、③①及び②からの情報を中心とするデータ・知見の集積・解析・評価、④これらに基づく適切な対策の立案・実施の一連の事業を実施している。

県は、環境省からの委託事業として、草加市の協力を得て、子供の健康に関する保護者へのアンケート調査を行っている。

3 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 思春期保健事業：平成2年度事業開始

思春期の子供たちが、性に関する正しい知識を得て、自らの意思により行動し、自らの課題を解決するために、思春期保健事業を実施する。

思春期の身体的、精神的な健康を目指し、予期せぬ妊娠を防ぐとともに、将来、親となったときに、健康的に子供を産み育てるための一助とする。

また、思春期の子供たちを地域で支えるため、家族や関係者を対象に、思春期の健康や心身の発達、課題についての知識の普及を行う。

(2) 不妊専門相談センター事業：平成9年1月事業開始

不妊に悩む夫婦を対象に、不妊治療専門医による不妊に関する面接相談を行う。また、不妊相談担当者に対する研修会を行う。(埼玉医科大学総合医療センターに委託して実施)

表 4-6 不妊専門相談センター事業相談数 (人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
人数	106	134	92	94	114

(3) 不妊・不育症に関する電話相談：平成24年4月事業開始

不妊・不育症に悩む夫婦を対象に、助産師による電話相談を行う。また、平成26年度からは、妊娠に関する相談も受け付けている。(一般社団法人埼玉県助産師会に委託して実施)

表 4-7 不妊・不育症に関する電話相談事業相談数 (人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
人数	156	178	190	199	248

(4) 女性健康支援センター事業：平成9年1月事業開始

保健所において、女性とその家族を対象に、妊娠、避妊、不妊、更年期障害など女性特有の健康問題に関する電話相談等を行う。(平成23年6月まで(社)日本助産師会埼玉県支部(現：一般社団法人埼玉県助産師会)に委託して実施。その後、各保健所において実施)

表 4-8 保健所における主な相談内容 (H29年度)

相談種別	思春期	妊娠・避妊	不妊	不育症	その他	更年期	婦人科疾患	その他	計
件数	378	73	1,509	3	4,293	32	87	359	6,734

(5) 不妊治療費助成事業：平成16年度事業開始

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であることから、これに要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

年度	助成内容	所得要件	対象治療
H16 H17	年間10万円を上限に、通算2年	夫婦合計 650万円 未満	体外受精・顕微授精（指定医療機関で行った治療に限る） ・男性不妊治療
H18	年間10万円を上限に、通算5年		
H19 H20	1回の治療につき10万円を上限に年2回まで、通算5年	夫婦合計 730万円 未満	
H21 H22	1回の治療につき15万円を上限に年2回まで、通算5年		
H23 H24	1回の治療につき15万円を上限に1年度目は1年度当たり3回まで、2年度以降は1年度当たり2回まで。通算5年（ただし、通算10回を超えない。）		
H25	1回の治療につき7万5千円又は15万円（治療内容による）を上限に1年度目は1年度当たり3回まで、2年度以降は1年度当たり2回まで。通算5年（ただし、通算10回を超えない。）		
H26	1回の治療につき7万5千円又は15万円（治療内容による。）を上限に1年度目は1年度当たり3回まで。2年度以降は1年度当たり2回まで。通算5年（ただし、通算10回を超えない。）ただし、平成26年度以降に新規で助成を受ける場合において、当該助成にかかる治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は、通算6回まで。（年間助成回数及び通算助成期間制限なし）		
H27	平成28年1月20日以後に終了した治療を対象に初回の申請に限り30万円を上限に助成。 また、特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療（精子採取術）に対し別途15万円を助成（H28.1から助成開始、1月20日以降に治療を終了したもの。） その他助成回数等は平成26年度と同じ。		
H28 H29	助成金額及び助成対象となる治療は平成27年度と同じ。 初めて助成を受けた治療の開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は43歳になるまで通算6回まで。40歳以上の場合は43歳になるまで通算3回まで。（平成27年度までに助成を受けた回数も含む。）		

※男性不妊治療費への助成は、県単独事業でH27.4.1から開始。国事業の創設により廃止。

表 4-9 不妊治療費助成件数（さいたま市、川越市、H27 から越谷市を除く）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
実組数	3,781	3,881	3,627	3,282	3,309
延件数	6,819	6,716	6,274※1	5,641※2	5,578※3

※1 国庫男性不妊治療助成 4 件、県単男性不妊 44 件を含む

※2 国庫男性不妊治療助成 54 件を含む

※3 国庫男性不妊治療助成 45 件を含む

(6) 早期不妊検査費助成・早期不妊治療費助成・2人目以降特定不妊治療費助成
・不育症検査費助成

ア 早期不妊検査費助成（愛称：こうのとりの健診推進事業）：平成29年度事業開始
妻年齢43歳未満の夫婦を対象に不妊検査費を助成（上限2万円）
実施主体：市町村（県10/10） 全市町村実施（H30.8.1現在）

イ 早期不妊治療費助成：平成29年度事業開始
妻年齢35歳未満の夫婦を対象に、初回の特定不妊治療費に対して上乗せ助成
（上限10万円）
実施主体：市町村（県1/2） 55市町村実施（H30.8.1現在）

ウ 2人目以降特定不妊治療費助成：平成29年度事業開始
2人目以降は特定不妊治療費助成における国の回数制限（6回）を超えて助成
実施主体：県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市（県10/10）

エ 不育症検査費助成：平成30年度事業開始
妻年齢43歳未満の夫婦を対象に不育症検査費を助成（上限2万円）
実施主体：市町村（県10/10） 41市町村実施（H30.8.1現在）

表 4-10 早期不妊検査費・早期不妊治療費・2人目以降特定不妊治療費・不育症検査費
助成件数（平成29年度）

早期不妊検査費助成	1,807
早期不妊治療費助成	477
2人目以降特定不妊治療費助成	166
不育症検査費助成	—

4 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

平成26年5月30日の児童福祉法の一部改正により、小児慢性特定疾病児童等の自立を支援する事業の実施が定められた。平成27年1月1日から、母子保健体制強化事業等による既存事業の一部が、小児慢性特定疾病児童等の自立を支援する事業として位置付けられた。

(1) 相談支援事業

ア 長期療養児教室

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等やその保護者を対象とし、疾病についての知識・療養生活の方法などを伝えるとともに、保護者同士の交流や役立つ情報の紹介を行い、地域における長期療養児の健やかな成長を支援する。

また、必要に応じて学校や企業等に対し疾病の理解促進のための情報提供・周知啓発を目的とした研修会を開催する。

表 4-11 長期療養児教室の実施状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度※
実施保健所数	12	12	13	13	13
延開催回数	30	29	25	18	23
参加親子等延人数	430	375	391	374	506

※平成29年度に事業実施要領の改正

(健康長寿課調)

イ 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業

小児慢性特定疾病児童等を養育している親等が、日常生活を送る上で抱えている不安や悩みについて、同様の経験のある養育者等から助言を受ける講座等を一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会に委託して実施する。実施に当たっては保健所が協力している。

表 4-12 ピアカウンセリング事業の実施状況

年度	地域		回数	参加者数 (延人数)	対象疾患群と内容
H25	坂戸	鴻巣	各2	35	全疾患（医療機器と災害時対策、学校生活）
H26	川口	秩父	各2	65	全疾病（在宅医療ケア、災害時対策、学校生活）
H27	朝霞	本庄	各2	93	全疾病（医療機器と災害時対策、学校生活、口腔ケア）
H28	春日部	熊谷	各2	103	全疾患（在宅療養児の災害時対策、学校生活）
H29	草加	狭山	各2	114	全疾患（慢性疾病児の日常生活、災害対策、学校生活）

※参加者には、関係者を含む。

(2) 相互交流支援事業：平成29年度事業開始

小児慢性特定疾病児童等が相互に、又はボランティア等と交流することで、コミュニケーション能力の向上、情報の交換及び社会性を育み、もって小児慢性特定疾病児童等の自立促進を図る。県内の医療機関や患者団体に委託して実施。

表 4-13 相互交流支援事業実施状況（H29年度）

受託者	実施日	宿泊	事業	参加者数
埼玉県心臓病の子どもを守る会	H29. 11. 25	無	クリスマス親子交流会	20
	H29. 8. 5～8. 6	有	こころをひとつにハートふれあいキャンプ2017	16
埼玉医科大学 小児学教室	H29. 8. 20～8. 23	有	第40回アレルギーサマースクール	16